

※ 登録番号	第1318号 (令和6年 5月 28日)	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業 総合不動産投資顧問業	
2.法人・個人の別	法人 個人	
3.商号又は名称 (ふりがな)	さいとうふどうさんとうしこもん 齋藤不動産投資顧問	
4.氏名 (法人である場合は代表者氏名)	さいとう たくみ 齋藤 工	
5.資本金額		
6.役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
		常勤 非常勤
		常勤 非常勤

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
さいとう たくみ 齋藤 工 助言業務を行う者 投資判断を行う者		助言並びに投資判断業務 全般
計 1 名		

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
齋藤不動産投資顧問	令和元年5月 28日	〒102-0075 東京都千代田区三番町9-6-510
計 1 店		

9.業務の方法

<p>1. 投資助言業務は、次のような不動産を対象として行う。(※1)</p> <ul style="list-style-type: none">① 種類：主に源泉を有する施設② 規模：主に延床面積1,000㎡以上③ 所在する地域：全国 <p>2. 助言の方法は、単発的な取引に係る助言及び一定期間継続的な資産運用に係る助言等</p> <p>3. 報酬体系は以下の通りとする。</p> <p>報酬＝(一人当りの人件費①円×従事日数)＋直接経費＋間接経費③円＋技術料④円＋特別経費とする。</p> <ul style="list-style-type: none">① 人件費<当社基準額：一日一人当り50,000円>② 直接経費<実質相当額とする>③ 間接経費(通信費等)<標準額：一日当り30,000円>④ 技術料<標準額：投資総額の1%～2%を標準とし、個別協議の上、その額を決定する。>⑤ 特別経費<実質相当額とする> <p>4. 報酬の受領時期は、契約時半額、業務完了時半額とする。</p>
--

1 0.既に有している免許、許可又は登録

業 の 種 類	免許等の番号	免許等の年月日
1. 金融商品取引法第29条の登録		
2. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許		
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

1 1.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

無し

1 2.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数又は出資 の金額	割 合	住 所
該当なし			

1 3.役員の兼職の状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類